

# 神戸医療産業クラスターにおけるサイエンスコミュニケーターの設置に関する要綱

(平成 25 年 3 月 27 日企画調整局長決定)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸医療産業クラスターにおけるサイエンスコミュニケーター（以下「サイエンスコミュニケーター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 本市に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する非常勤の嘱託員としてサイエンスコミュニケーターを置くことができる。

2 サイエンスコミュニケーターは、科学技術に関する分野に係る専門知識を有し、かつ、語学が堪能なものの中から、市長が委嘱する。

## (職務)

第 3 条 サイエンスコミュニケーターは、神戸医療産業クラスターにおける広報その他これに類する職務を行う。

## (任期)

第 4 条 サイエンスコミュニケーターの任期は、1 年以内で市長が定める期間とする。

2 サイエンスコミュニケーターは、再任することができる。

## (報酬及び費用弁償)

第 5 条 サイエンスコミュニケーターに対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものに報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 25 号。以下「報酬等条例」という。）の定めるところにより、行財政局と協議して決定の上支給する。

2 報酬等条例別表の規定によりサイエンスコミュニケーターに支給する報酬の額は、1 月につき 478,700 円とする。

## (服務及び懲戒)

第 6 条 サイエンスコミュニケーターの服務及び懲戒に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）附則第 9 条の規定に基づく地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 15 条及び第 16 条の定めるところによる。

## (職務を行う場所等)

第 7 条 サイエンスコミュニケーターは、本市の市役所内において職務を行うものとする。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 サイエンスコミュニケーターの職務に係る庶務は、企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部調査課において処理する。

## (施行細目の委任)

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部調査課長が定める。

## (その他)

第 9 条 この要綱に定めのない事項については、行財政局と協議して企画調整局長が決定する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。